する額」の下に「（正の値である場合に限る。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「営業権」の下に「（のれんを除く。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「無形固定資産」の下に「（のれんを除く。第三十三条第二項第一号において同じ。）」を「相当する額」の下に「（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）」を加え、同条第二項中「海外特別目的会社」を「専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）」に改め、同条第六項中「純額」の下に「（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）」を加える。

第三十条中「すべて」を「全て」に、「第五章」を「次章」に改める。

第三十一条第一項第一号を次のように改める。

一　他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条及び第四十三条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

第三十一条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第三十一条第一項第五号及び第六号を削る。

第三十七条中「海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準」を「国内基準」に改める。

第四十条第一項中「その他有価証券評価差損」の下に「（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加え、同項第三号中「無形固定資産」の下に「（のれんを除く。第四十四条第二項第一号において同じ。）」を「相当する額」の下に「（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。同号において同じ。）」を加える。

第四十三条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第四十三条第一項第四号及び第五号を削る。

第四十八条を次のように改める。

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十八条　標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額

第六十四条中「当該」を「その」に改め、「（平成十九年内閣府令第五十二号）」を削る。

第六十五条第二項中「当該」を「その」に改める。

第七十六条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第七十六条の二　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第四条第四項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第百七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第七十六条の三　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号又は第二十条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百七十八条の三において同じ。）のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十九条に次の二項を加える。

5　標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてＣＶＡの影響を勘案することができる。

第七十九条の四第二項中「この条、第七十九条の四の三第十一号及び第百五十八条第七項において」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の四第五項を次のように改め、同項を同条第六項とする。

5　標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する減算ＥＰＥとする方法を使用することができる。

一　ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の減算ＥＰＥに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額